

美馬市危機管理指針



美馬市危機管理推進委員会

最終改定

令和5年5月8日

目 次

第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 指針の位置付け	1
第3節 定 義	2

第2章 危機管理の基本理念及び基本方針

第1節 危機管理の基本理念	6
第2節 平素における危機管理の基本方針	6
第3節 危機事態時における危機管理の基本方針	7
第4節 危機事態終息後における危機管理の基本方針	8

第3章 平素における危機管理推進体制等

第1節 平素における危機管理推進体制	9
第2節 危機事態に対処するための諸計画の策定	9
第3節 教育訓練（人材育成を含む。）	11
第4節 成果及び教訓の諸計画への反映	11

第4章 危機への対処

第1節	対処に係る基本的事項	12
第2節	自然災害事態への対処体制と設置基準	20
第3節	武力攻撃事態等への対処体制と設置基準	24
第4節	感染症蔓延事態への対処体制と設置基準	24
第5節	緊急事態への対処体制と設置基準	25
第6節	業務継続計画の発動・解除	25
第7節	職員に事故があった場合等における職務代理	25
第8節	市庁舎の代替施設	26
第9節	対応職員週番制（状況把握体制）	27
第10節	職員参集基準	27
第11節	長期に及ぶ危機事態への対処体制（勤務形態）	28
第12節	対処体制を敷いた場合の職員に対する手当等	28
第13節	危機事態時における市民等への情報発信	29
第14節	安全確認と安全宣言	29

第5章 危機事態終息後の処置

第1節	振り返り	30
第2節	成果及び教訓の活用	30

第1章 総 則

第1節 目 的

市危機管理指針（以下「指針」という。）は、市におけるあらゆる危機事態に関する危機管理の『統一的な考え方』を示すとともに『基本的なルール』を定めることにより、平素においては総合的かつ計画的な施策の推進を図り、危機事態にあつては迅速かつ的確な対処措置を実施することによって、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を確保するとともに、市の行政運営を安定的に確保することを目的とする。

第2節 指針の位置付け

本指針は、市地域防災計画等、法令により作成が義務付けられた計画のほか、様々な危機事態に対応する個別計画や、これらの計画を補完するマニュアル等を含む危機管理諸計画等の最上位に位置するものであり、これら諸計画等を策定又は改定する場合は、法令、国及び県の策定している関連諸計画やガイドライン・マニュアル等のほか、本指針に準拠するものとする。

一方、美馬市業務継続計画は、危機事態において行政として利用できる情報や資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、対応手順や業務継続に必要な資源の確保や配分等を予め定めるものであり、美馬市危機管理指針を頂点とした全ての対処計画等を補完し又はそれらと相まって危機事態に対処するための計画である（図1参照）。

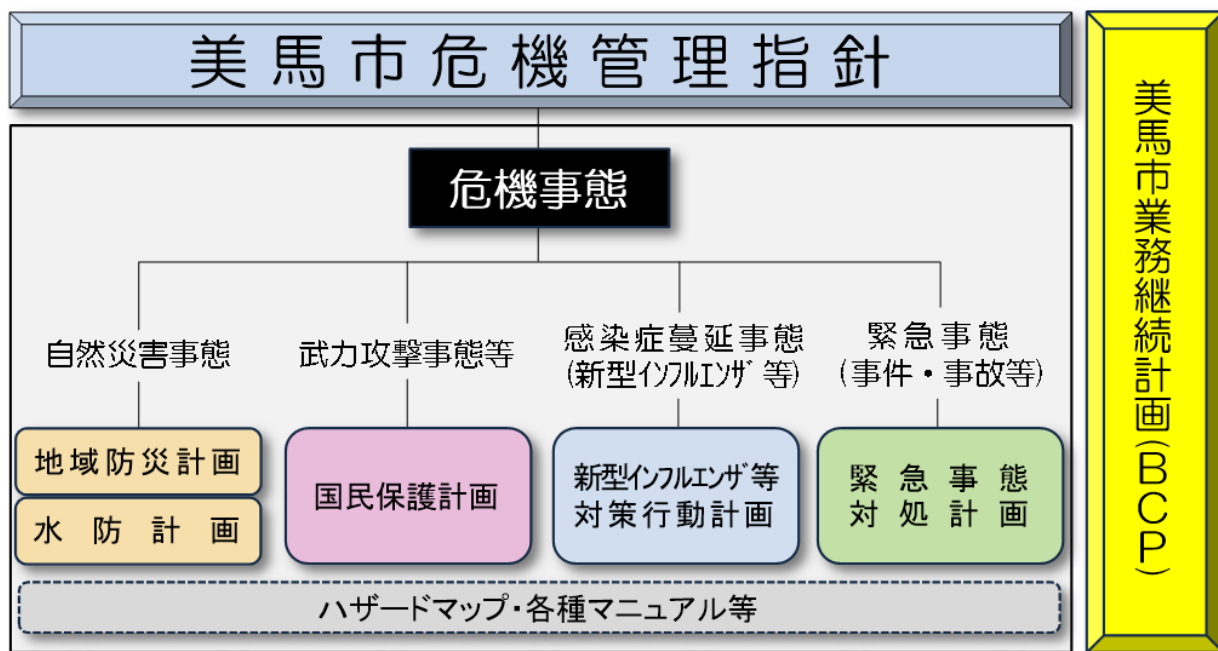


図1 指針の位置付け（概念図）

第3節 定 義

1 危 機

危機とは、その性質に着目し、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし又は及ぼすおそれのあるあらゆる事象、或いは市の行政運営に支障が生じ又は支障が生じるおそれのあるあらゆる事象」をいう。

2 危機事態

危機事態とは、その状態に着目し、危機が生起した状態又は危機が生起したと判断された状態をいう。

この指針において対象とする危機事態を、「自然災害事態」、「武力攻撃事態等」、「新型インフルエンザ等感染症蔓延事態」及び「その他の事件又は事故等の緊急事態」の四つに大別する。

(1) 自然災害事態

自然災害事態とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で定義される「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害が発生し又は発生するおそれのある事態」をいう。

(2) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）において定義される「武力攻撃事態等（武力攻撃事態・武力攻撃予測事態）、存立危機事態及び緊急処理事態」をいう。

(3) 新型インフルエンザ等感染症蔓延事態

新型インフルエンザ等感染症蔓延事態（以下「感染症蔓延事態」という。）とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法において定義される新型インフルエンザ等（法改正により新型コロナウイルス感染症を含む。）が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし又はそのおそれがあるとして、政府対策本部長により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされ、当該宣言発出に伴い市対策本部が設置されるに至った事態をいう。

(4) その他の事件又は事故等の緊急事態

その他の事件又は事故等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）とは、テロ、環境汚染又は職員不祥事など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし又は及ぼすおそれのあるあらゆる事態、或いは市の行政運営に支障が生じ又は支障が生じるおそれのあるあらゆる事態をいう。

想定する緊急事態の代表的な例は、表1のとおり。

表1 想定する緊急事態（代表例）

No.	区 分	具 体 的 な 事 態 内 容	所 管 部 等
1	事件又は事故	市内における武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の市民を殺傷する事件（武力攻撃事態法により緊急対処事態として認定された事態を除く。）	企 画 総 務 部
		市長等に対する暴力行為等の事件又は市長等が関係する事故	企 画 総 務 部 教 育 委 員 会 議 会 事 務 局
		多くの市民の生活に直接かつ多大な影響を及ぼす大事件又は大事故（被害者が多数の詐欺事件や原因不明の健康被害等）	市 民 環 境 部 そ の 他 関 係 部 等
		園児、児童及び生徒を対象とした襲撃事件	保 険 福 祉 部 教 育 委 員 会
		参加していた市民に大きな人的又は物的被害が生じたイベント事故	イ ベ ン ト 担 当 部 等
		市役所（区域内の学校等を含む。）に対する威力業務妨害（爆破・殺人予告、テロ予告等）	企 画 総 務 部
2	情 報 漏 洩	市が取り扱う市民等に関する個人情報の漏洩（市の管理する情報システムへのハッキングによる情報流出を除く。）	企 画 総 務 部
		その他漏洩することで市の業務の遂行に支障を来し、行政の公平性又は信頼性を損なう情報（入札事前情報、採用試験問題等）の漏洩（市の管理する情報システムへのハッキングによる情報流出を除く。）	企 画 総 務 部
3	情 報 流 出	市の管理する情報システムに対する組織的なハッキングによる取扱いデータの流出	企 画 総 務 部
4	環 境 汚 染	市内における環境汚染事件・事故（大規模な産業廃棄物不法投棄を含む。）	市 民 環 境 部
		特定外来生物等の大量発生	市 民 環 境 部 経 済 部
5	生 活 基 盤 施 設	市内幹線道路（徳島自動車道、幹線国道）の大規模かつ長期の不通（自然災害によるものを除く。）	建 設 部
		上下水道施設又はゴミ処理施設等基盤施設における大規模な機能停止（自然災害によるものを除く。）	市 民 環 境 部 経 済 部 ・ 水 道 部 木 屋 平 市 民 S C
6	食 中 毒	多数の市民が関係する食中毒（ノロウィルス等）	保 険 福 祉 部
7	家 畜 伝 染 病	市内における豚熱や高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫といった家畜伝染病の発生	経 済 部
8	医 療 事 故 等	多数の市民が関係する大規模な医療事故及び院内感染	保 険 福 祉 部
9	職 員 不 祥 事	行政の信頼を揺るがす市職員による重大犯罪（殺人や公金横領等）	企 画 総 務 部 教 育 委 員 会

3 危機管理

危機管理とは、危機事態から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を確保するとともに、市の行政運営を安定的に確保することを目的として、平素から危機の発生を予測し、当該危機を未然に防止又は回避するとともに、危機事態による被害の軽減を図り、新たな危機の再発防止に取り組む、危機事態の前、中及び後における業務の総称である。

危機管理の概念に関し、危機の予測、未然防止及び再発防止等の部分を「リスク管理（リスク・マネジメント）」とし、危機事態における被害軽減等の部分を「危機管理（クライシス・マネジメント）」と区分する考え方もあるが、本指針では、図2において示すように、それらすべてを包含した一連の取り組みを「危機管理」と定義する。



図2 危機管理の概念

4 危機管理マネジメント

危機の予測や未然防止又は回避若しくは危機の再発防止を担うリスク管理と、危機事態における被害軽減等を担う危機管理の双方において、シームレスに取り組みを循環させることを危機管理マネジメントという。

5 防災・減災

防災とは、過密な人口、高度化した土地利用及び増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国において、国土並びに国民の生命、身体及び財産を各種の災害から保護する、行政上最も重要な施策をいう。

減災とは、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図ろうとする災害対策の基本理念をいう。

6 危機事態時における業務継続

市民生活の維持や被災地域の支援等の業務は、危機事態にあっても継続を強く求められる。そうした非常時にも優先して実施すべき業務のことを「非常時優先業務」という。

非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧及び復興業務、並びに業務継続の優先度が高い通常業務がそれに該当する。

具体的に如何なる業務が非常時優先業務となるかは、市の業務継続計画（BCP）において明らかにする。

7 応急対策措置

危機事態時において、市や関係機関並びに市民が、当該危機事態による被害の最小化や危機事態の速やかな終息に向けて行う、あらゆる対策や措置の総称をいう。

第2章 危機管理の基本理念及び基本方針

第1節 危機管理の基本理念

危機事態に関し、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全及び安心を確保するとともに市の行政運営を安定的に確保するため、以下を基本理念とし、各種施策を実施する。

1 危機事態の予防・回避、危機事態における減災を追求

平素から、危機を周到に見積もって想定外を可能な限り排除し、危機事態に発展しないよう必要な予防対策を実施するとともに、危機事態に発展する危険性のある段階においては回避措置を適切に実行し、危機事態に至らせないことを第一義とする。

また、危機事態に至った場合は、平素の予防対策及び回避措置と相まって、被害の最小化と迅速な終息に向けて最善を尽くす。

2 全庁態勢による危機管理マネジメントの強化

危機管理マネジメントによる取り組みは、特定の部等の努力のみでは到底なし得ないため、平素から全庁体制で危機管理マネジメントを強化し、もって危機の予防、回避及び被害軽減のための最善の施策を実施する。

3 市民及び関係機関との密接な連携

市役所は、平素から、市民及び関係機関との間において、適時適切な情報の共有に留意し、また濃密な人間関係の構築に努力し、もって危機事態における迅速な連携及び協力の実現に繋げる。

4 確実な情報共有と積極的な情報発信

危機管理に関する知識、危機事態に至る可能性のある事象等に関する情報及び危機事態時における被害情報等について、常に関係各部等との間において確実に情報共有するとともに、市民や関係機関等に対して積極的に情報発信し、危機管理マネジメントの強化、的確な対策措置の実施や信頼感の醸成及び市民の安心かつ安全な生活の実現に繋げる。

第2節 平素における危機管理の基本方針

平素においては、危機事態を正確に把握し、当該危機事態の生起を未然に防止することに最善を尽くす。

1 危機に関する調査研究等

各部等は、平素より危機に関する要因、危険度及び被害等について調査研究を行い、危機事態の予防や被害の軽減等のための各種対策に反映させる。

危機管理に係る対策の検討及び連絡調整の実施を通じ、市における危機管理態勢の充実及び発展を促進するため、市役所内に推進機関を設置し、有機的に機能させる。

また、各部等は調査研究及び訓練等の成果を、所掌する危機対応等に関する計画及びマニュアル等（以下「諸計画」という。）に反映するなど、常に諸計画を最適化しなければならない。

2 点検及び確認等

各部等は、各所管業務や情報連絡体制及び緊急時の対応体制等の点検及び確認等を不断に実施するとともに、重要な施設や設備及び資機材等の適切な調達及び管理等を行い、それらを緊急時に有効に活用できるようにしておかなければならない。

3 訓練及び研修

危機事態を想定した実践的かつ実際の訓練の実施や、危機管理に関する知識及び技能を習得するための各種研修等への参加等を通じ、職員の危機対応能力の向上に取り組む。

市民に対しては、訓練への参加等を通じて危機管理意識の高揚を促す。

4 関係機関との連携強化

危機事態時において迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平素より、国、徳島県、近隣市町、警察、消防、自衛隊及び危機管理に係る諸団体等の関係機関との信頼関係の構築及び相互の連携協力態勢の構築を図る。

第3節 危機事態時における危機管理の基本方針

危機事態時には、業務継続計画の発動と相まって、被害や影響を最小限に止めるための応急対策を最優先に実施するとともに、関係機関と連携しつつ市の能力を最大限に活用・発揮し、事態を迅速に収拾する。

1 危機事態時の組織体制

危機事態に際しては、直ちに対策本部等必要な体制をとり、迅速かつ効果的に対応する。

危機の種類や規模及び被害の大小、全庁的対応の要否（各部等毎の対応の是非）等を総合的に勘案し、それらに応じ必要と判断される組織体制（対応レベル）に迅速に移行する。

2 対処方針等の決定

危機事態時には、対策本部等は速やかに必要な情報を収集分析し、事態の性質や被害の程度及び影響度等、事態毎の特質に応じた対処方針及び所要の措置事項等を迅速に決定し、応急対策措置等を的確に実施する。

3 関係機関との連携

危機事態時には、被害や影響を最小限に止めるため、また事態の早期終息を実現するため、平素において構築した関係を基礎として、関係機関と連携・協力を更に発展させ応急対策措置等を実施する。

第4節 危機事態終息後における危機管理の基本方針

危機事態終息後は、速やかに当該危機事態の事実関係、原因及び被害状況等の再調査と再評価、実施した応急対策等の適否の検討並びに再発防止対策の案出等総合的な検証を行い、その結果を平素における各種対策に繋げる。

1 事実関係等の調査

危機事態の原因、本質及び特性や事実関係等を、危機事態時に入手した情報や実施した応急対策措置等を時系列で網羅的に記録した文書（以下「クロノロジー」という。）による事実経過確認や参考文献等を通じて調査し、事実関係等を確定させ、再発防止策及びより効果的な措置の案出等に活用する。

2 応急対策措置等の検証

応急対策措置等の是非（改善点の有無等の案出を含む。）を検証し、事後の危機管理（別の危機事態への対応や諸計画の策定又は見直し等）に活用する。

3 成果教訓の案出と危機管理への活用

危機事態全体を俯瞰し、「事実」、「成果」及び「教訓」に区分して再評価し検証を行い、事実は蓄積（正確に記録し予防策等へ反映）し、成果は助長（更なる効果的な対応策の案出と実施）し、教訓は改善（改善対策の案出と実施）する方向で事後の危機管理に活用する。

第3章 平素における危機管理推進体制等

第1節 平素における危機管理推進体制

1 各部等の危機管理責任者

市役所の各部等に、危機管理責任者を置く。

危機管理責任者は、部等の長をもって充てる。

危機管理責任者は、各部等において、平素から、部等の職員をして危機に関する情報の収集に当たらせるとともに、市民、事業者及び関係機関等と連携を図らせるものとする。

また、全庁的な対応のための組織横断的な基盤の構築を図る。

2 市危機管理推進委員会

市役所に、危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を常設の機関として置く。

推進委員会の長（危機管理推進委員長）は、市長をもって充てる。

同副委員長は、副市長、教育長及び消防長をもって充てる。

同委員は、各部等の長をもって充てる。

推進委員会の事務局は、企画総務部危機管理課に置く。

推進委員会は、市における危機管理に係る対策や危機管理諸計画等の検討・決定及び当該検討等に必要な連絡調整の実施を通じ、市の危機管理態勢の充実強化を図る。このため、推進委員会は定期的（1回／年（基準）の定例委員会）に又は必要の都度（臨時委員会）、開催する。

3 推進委員会のための調整会議

推進委員会の開催に先立ち、関係委員又は関係課長等は、推進委員会における審議事項や審議内容の検討・調整等のため、必要に応じて「関係委員調整会議」又は「関係課長等調整会議」を開催し、推進委員会の円滑な開催実現に繋げるものとする。調整会議は、委員又は課長等2名以上の発議で開催できる。

第2節 危機に対処するための諸計画の策定

1 諸計画策定の基礎

個別の事態毎に、この指針の内容に従い「市地域防災計画」、「市水防計画」、「市国民保護計画」、「市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「事件・事故等の緊急事態への対処のための諸計画」の各計画を作成又は修正し、この指針の目的を実現する。

2 市地域防災計画及び水防計画

市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市における自然災害事態に対処するための基本的かつ総合的な計画として、市防災会議が作成（修正）するものであり、各種災害に共通する事項を規定する「共通対策編」と、災害の種類に応じて特異な内容を規定する「地震災害対策編」、「風水害対策編」及び林野火災対策や航空災害対策等その他の災害に関し規定する「大規模事故等災害対策編」並びに別冊「資料編」の五つの編で構成する。

市防災会議は、市地域防災計画を作成し又は修正したときは、速やかにこれを県知事に報告するとともに、その要旨を公表する。

市水防計画は、水防法に基づき、指定水防管理団体たる市が、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定する計画として、市防災会議が作成（修正）するものであり、「本編」、「付表」及び「資料」の三つの区分で構成する。

水防管理者（市長）は、水防計画を定め又は変更したときは、その要旨を公表するとともに、遅滞なくこれを県知事に届け出る。

3 市国民保護計画

市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び徳島県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等に備えて市民の保護のための措置の実施に関する計画で、市国民保護協議会に諮問した上で作成（修正）する。

4 市新型インフルエンザ等対策行動計画

市新型インフルエンザ等対策行動計画（新型コロナウイルス感染症対策にも適用）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び徳島県行動計画に基づき、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画で、市長が作成（修正）し、策定した場合は市議会及び徳島県知事に報告するとともに一般に公表する。

5 緊急事態対処計画

事件・事故等の緊急事態に係る対処計画は、全ての事件・事故等に対する平素の予防措置や対応に関しての基本的な方針及び共通的事項等を定めた「事件・事故等対処計画」と、個別の事件・事故等に固有の事項を定めた「個別対応マニュアル等（仮称）」から成る。

個別対応マニュアル等は、当該事態に最も関係の深い所管部等（表1参照）が案（修正案）を作成するものとし、事件・事故等対処計画及び個別対応マニュアル等は、推進委員会における審議を経て作成（修正）する。

6 諸計画を補完し又は一体不可分をなすマニュアル等

諸計画に基づく応急対策措置等の迅速かつ確実な実施により、危機事態に際して市民の生命、身体及び財産に対する被害及び市の行政運営への影響を最小化するため、諸計画を補完し又はそれと一体不可分をなすマニュアル等を必要に応じ作成する。

第3節 教育訓練（人材育成を含む。）

1 研修会等への参加

国や県等において開催される防災や危機管理等に関する研修や会議等へ積極的に職員を参加させ、職員の人材育成及び危機対応能力の向上に取り組む。

2 訓練及び演習への参加と実施

国や県等が企画する防災や危機管理等に関する訓練及び演習へ積極的に職員を参加させるとともに、年度を通じ、市独自で各種危機事態を想定した実践的な訓練及び演習を計画的に実施する。

この際、関係機関の参加を促進し、連絡調整能力の向上を図るとともに、平素から『顔の見える関係の構築』を促進する。

第4節 成果及び教訓の諸計画への反映

1 危機管理マネジメントの強化

平素における教育訓練の成果及び教訓や、危機事態時の応急対策等の成果、問題点及び教訓等を迅速に明らかにし、当該成果等を確実に事後の対策に繋げる。

このため、当該成果等を既に策定し又は事後策定する諸計画やマニュアル等に、計画的かつ継続的に反映するなどして、常に諸計画等を最適化（実効性ある計画・マニュアル等）する。

2 諸計画見直し計画の策定

各部等において、関係する部等や関係機関と調整しつつ、危機管理に関するすべての諸計画に関する「見直し計画」を策定する。

当該見直し計画は、中期（5年間程度）を想定して作成し、年度毎に進捗状況を勘案しつつ常に見直しを図り、もって諸計画自体の見直しが確実に実施されるよう留意する。

第4章 危機への対処

第1節 対処に係る基本的事項

1 危機への対処体制の基本的考え方

① 対処体制の段階区分の基本

危機への対処に係る組織体制の区分は、原則として、すべての危機において、「状況把握体制」、「情報収集・連絡調整体制」、「対処準備体制」及び「対処体制」の四つの組織体制で対処することを「統一基本形」とする。

図3に示すとおり、状況に適切に対応し得る組織体制を迅速に選択するものとし、事態（状況）の進展に応じて、逐次、組織体制を移行するものとするが、一挙にある組織体制を敷く場合もある。

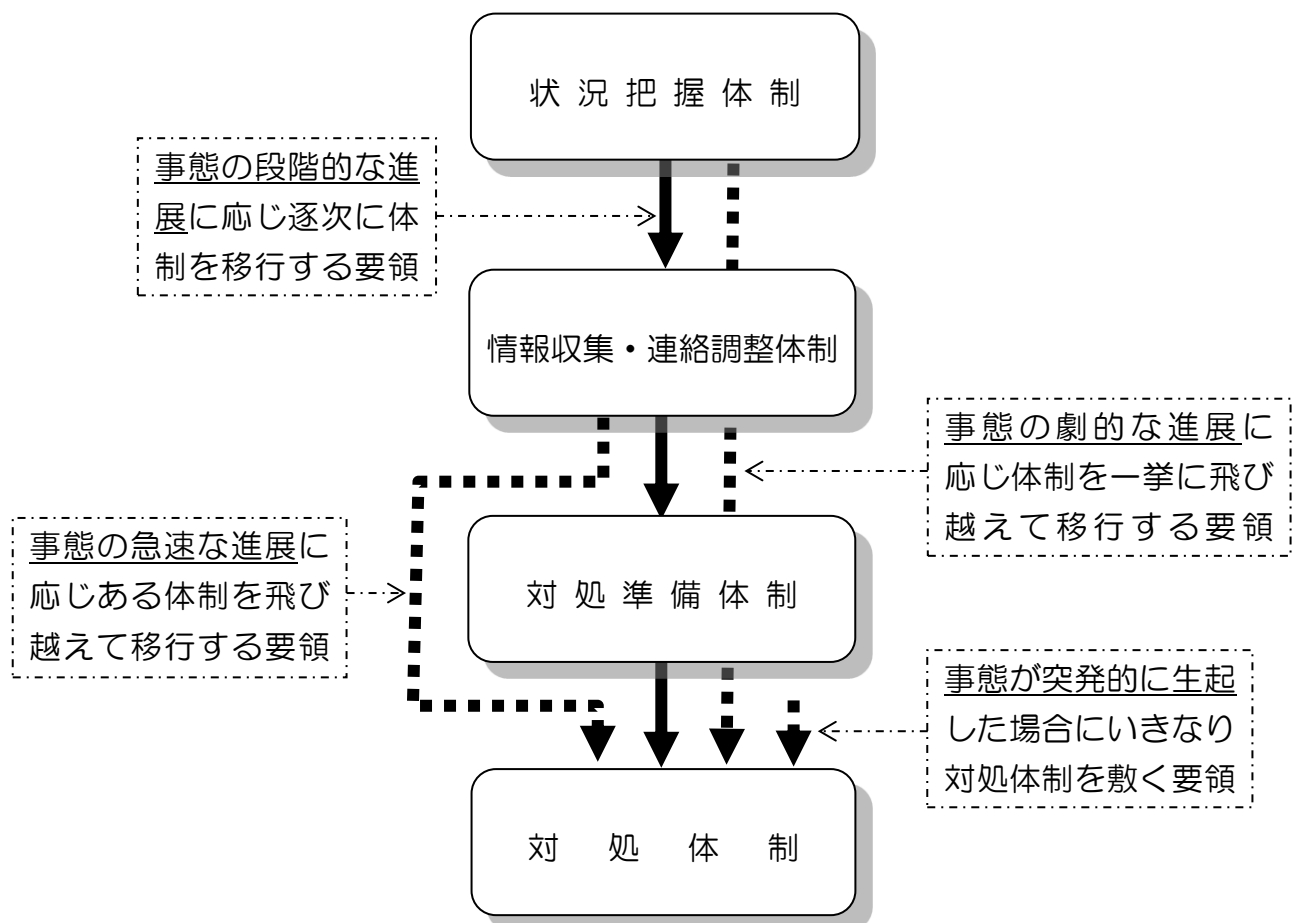


図3 危機への対処に係る組織体制の段階区分の基本

《 第4章 危機への対応 》

② 組織体制の基本形と担当部等の基本

あらゆる危機に共通する統一基本形を基準に、各々の危機に特異な体制（班又は係等）を付加して組織体制を構築する。

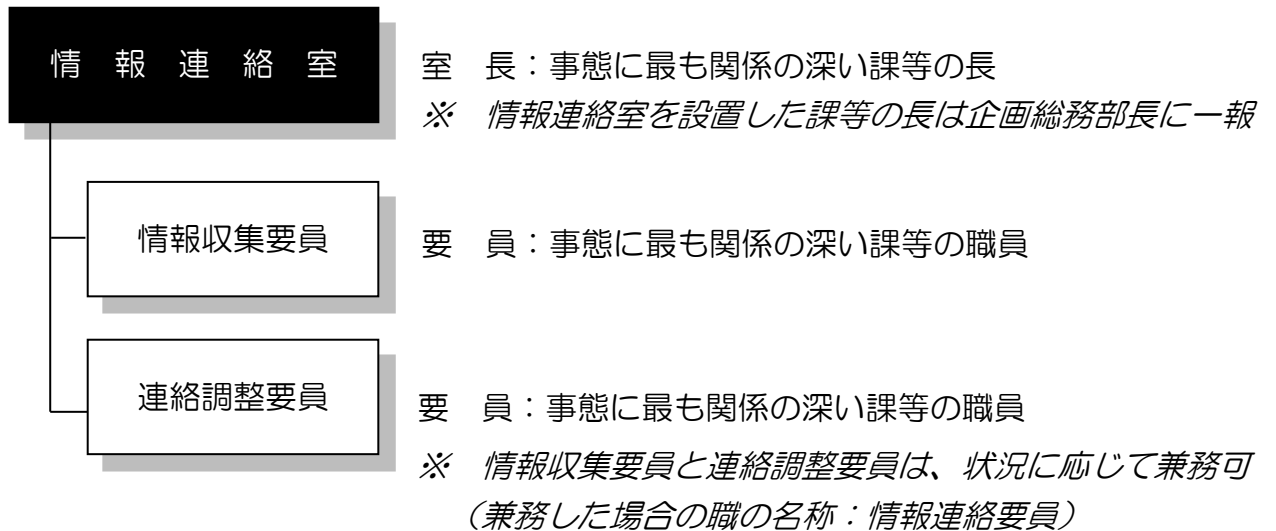
当該統一基本形の概要は、表2のとおり。

また、危機の如何に係わらず、統一基本形内の各体制（本部、班等）の内部組織及び機能を担当する部等は、常に同一の部等をもって充てる。

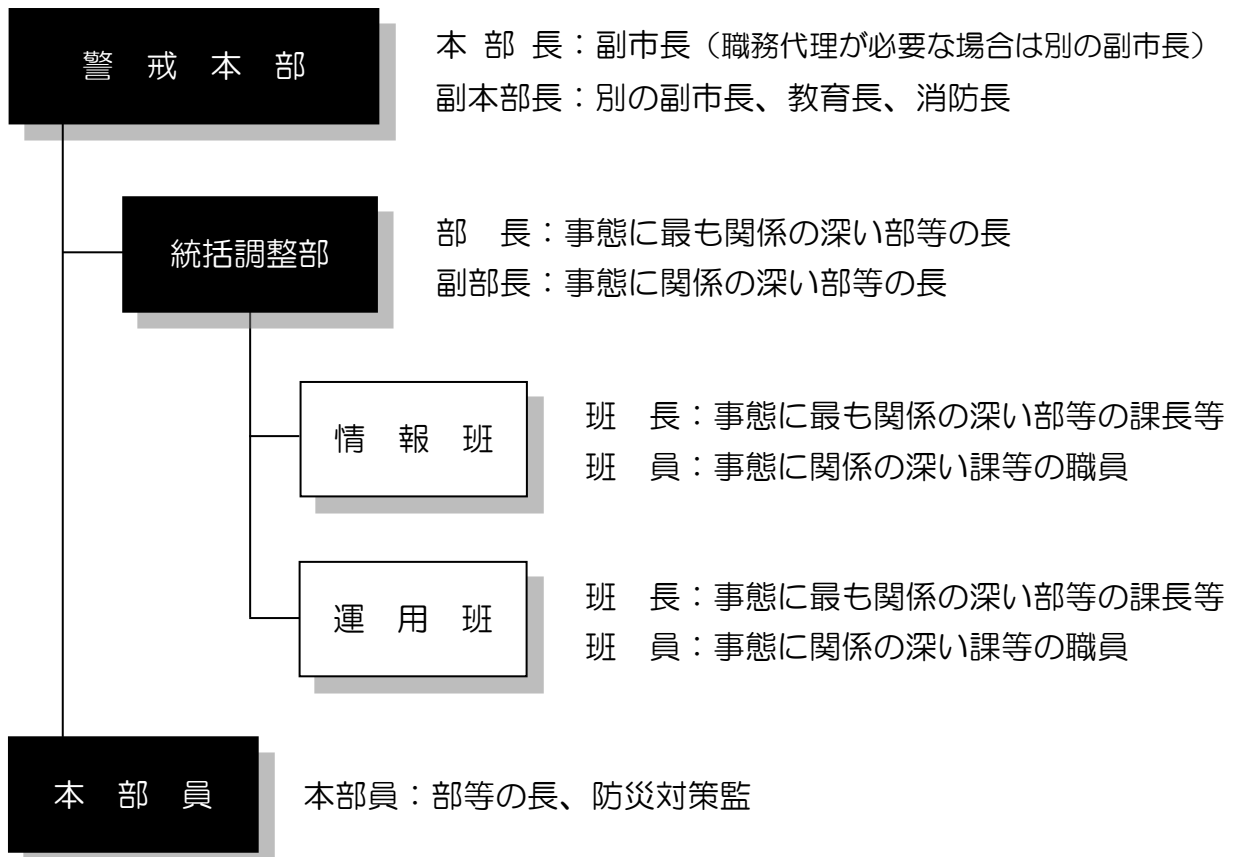
統一基本形内の各班等の編成は、特定の部等のみによるのではなく、各班等の機能を最も効率的かつ効果的に発揮し得るよう、平素の業務との親和性や、これまで経験してきた自然災害事態時の対応実績を考慮し、全庁的体制で組織横断的に編成する。

表2 危機への対応に係る統一基本形

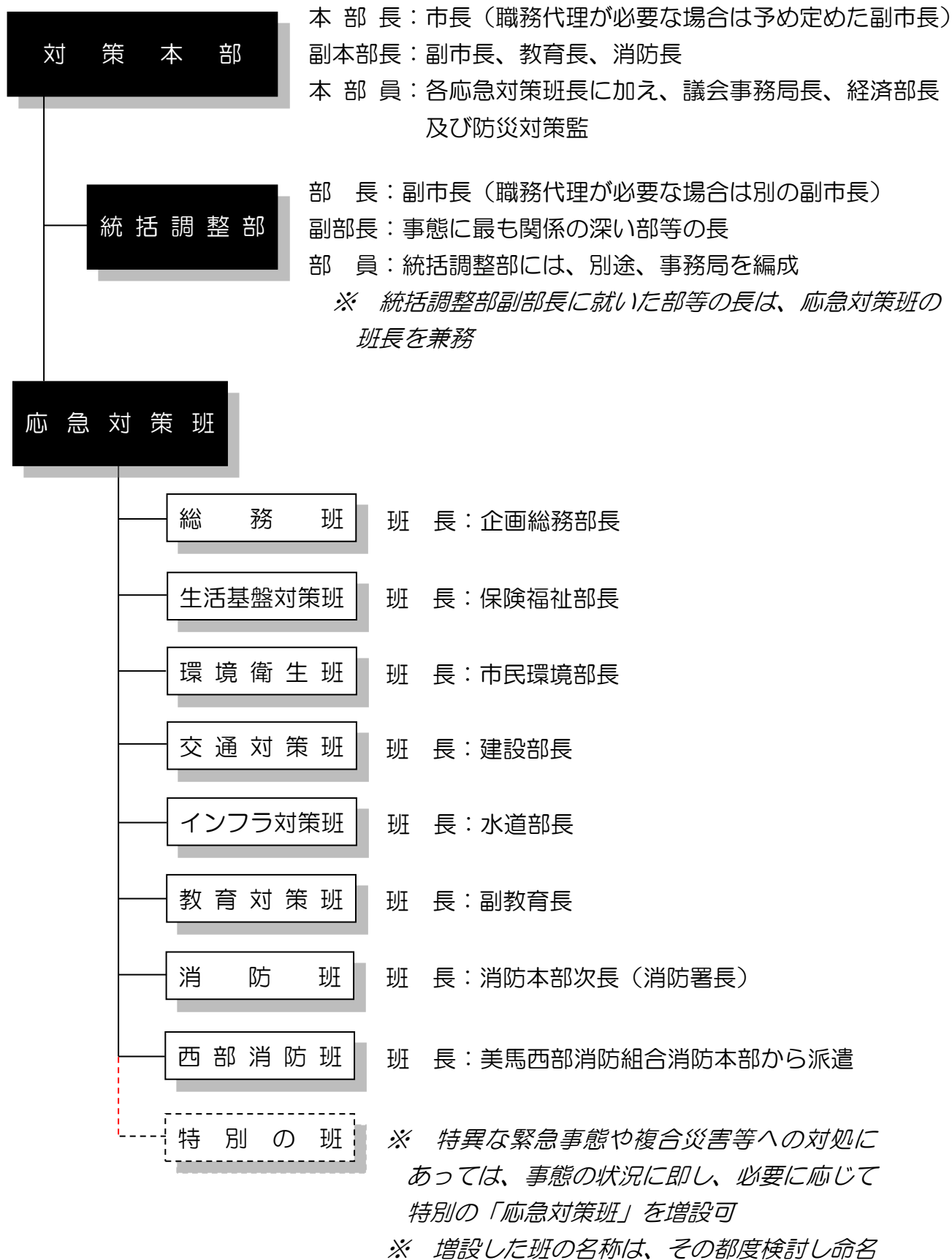
体制区分	体制の基準	体制内組織の基本形
状況把握体制 【 通常体制 】	<u>危機事態の前兆段階等</u> において、担当職員により、状況把握を実施できる体制	週番担当職員 (1週間交代)
情報収集・連絡調整体制 【 第1種非常体制 】	<u>危機事態の前駆段階等</u> において、一部職員により態勢を取り、主に情報収集及び連絡調整活動を行い得る体制	付図1 「情報連絡室」 ・ 付表1 「情報連絡室の機能」
対応準備体制 【 第2種非常体制 】	1 <u>危機事態が差し迫っている段階等</u> において、所要の部等の職員により、主に対処のための諸準備を実施できる体制 2 場合により、避難情報「高齢者等避難」等の発令をし得る体制	付図2 「警戒本部」 ・ 付表2 「警戒本部の機能」
対応体制 【 第3種非常体制 】	<u>危機事態が生起し又は生起する蓋然性が極めて高い段階等</u> において、全庁体制により、あらゆる応急対策措置が実施できる体制	付図3 「対策本部」 ・ 付表3 「対策本部の機能」



付図1 情報連絡室



付図2 警戒本部



付図3 対策本部

危機事態に際する組織体制の区分と名称は、表3のとおり。

表3 危機事態に際する対応体制と名称

事象区分 体制区分	自然災害事象	武力攻撃事象等	感染症蔓延事象	緊急事態
通常体制 [状況把握体制]	週番担当職員により常に状況把握し得る態勢			
第1種非常体制 [情報収集・連絡調整体制] (情報連絡室)	市災害情報連絡室	「自然災害事象」 又は「緊急事態」 の対応体制を準用 して柔軟に対応	市感染症情報連絡室	市緊急事態情報連絡室
第2種非常体制 [対応準備体制] (警戒本部)	市災害警戒本部		市感染症警戒本部	市緊急事態警戒本部
第3種非常体制 [対応体制] (対策本部)	市災害対策本部	市国民保護対策本部 又は 市緊急対応事態対策本部	市感染症対策本部	市緊急事態対策本部

付表1 情報連絡室の機能

職名等区分	保持及び発揮すべき機能（主要）
情報連絡室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡室の設置又は廃止業務 2 情報連絡室業務の統括 3 危機事態の前駆段階（注意報の発令、台風通過可能性情報、氾濫注意情報等）における現状把握と正確な将来予測のための情報収集業務の指導等 4 関係各部等及び関係機関等との連絡調整 5 対応体制の移行の是非等の調整業務の指導等 6 市長、副市長及び部等の長への報告、通報及び調整等の実施
情報収集要員	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機事態の前駆段階（大雨注意報、台風情報、氾濫注意情報等の発表等）における現状把握と正確な将来予測のための情報収集（警報等が発表される可能性に資する情報等の収集） 2 避難情報発令の要否又は発令判断のための情報収集
連絡調整要員	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機事態の前駆段階における関係各部等及び関係機関等との連絡調整 2 対応体制の移行の是非等の調整業務の実施 3 必要に応じ避難所開設に係る調整等の実施
備考	武力攻撃事態等時は、「自然災害事象」又は「緊急事態」時の体制を準用し柔軟に対応

付表2 警戒本部の機能

職名等区分	保持・発揮すべき機能（主要）
警戒本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部業務の統括 2 警戒本部要員の監督及び指導 3 避難情報「高齢者等避難」の発令（避難指示を発令する場合には、市長承認を事前経由） 4 危機事態が差し迫っている段階等における応急対策のための諸準備の指導等
警戒本部副本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部長の補佐 2 警戒本部要員の監督及び指導
統括調整部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部長の状況判断の補佐 2 応急対策のための準備の要否・内容に係る関係各部等及び関係機関等との総合調整（連絡、調整、統制） 3 避難情報「高齢者等避難」等の発令調整業務と発令業務の実施 4 対応体制の移行に係る調整業務の指導 5 市長に対する警戒本部決定事項の報告
副部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 統括調整部長の補佐 2 情報班及び運用班の班員の指導
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部の設置、運営又は廃止業務（事務局業務） 2 避難情報「高齢者等避難」等の発令の要否・決定に資する情報収集・分析・処理 3 応急対策準備の要否及び内容の決定に資する情報収集・分析・処理 4 対応体制の移行の是非等に資する情報収集・分析・処理
運用班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策準備の内容の検討等 2 必要に応じ避難所開設に係る調整及び開設業務の実施
本部員	警戒本部会議等における審議・連絡調整等
備考	武力攻撃事態等時は、「自然災害事態」又は「緊急事態」時の体制を準用し柔軟に対応

付表3 対策本部の機能

職名等区分		保持・発揮すべき機能（主要）
対策本部長		1 対策本部業務の統括 2 対策本部要員の監督及び指導 3 避難情報「避難指示」等の発令 4 必要に応じた情報発信（記者会見等）
統括調整部		1 対策本部長の状況判断の補佐 2 対策本部の設置・運営・廃止等に関する業務 3 避難情報「避難指示」等の発令調整及び発令業務の実施 4 対策本部の方針・応急対策措置構想等の企画・立案業務 5 前各号に必要な情報の収集、集約及び処理に関する業務 6 災害ケースマネジメントの統括 7 応急対策措置の実施に係る関係各班及び関係機関との総合調整（連絡、調整及び統制）
応急対策班	総務班	1 職員の動員確認及び勤務態勢の調整等に関する業務 2 市有財産の被害状況の取り纏めに関する業務 3 義援金の受入等に関する業務 4 ボランティアの受入・活動に関する業務 5 市役所・市内医療機関・避難所等への燃料確保に関する業務 6 市民等への情報発信（広報）に関する業務 7 複数班に共通する関係機関等への受援等調整に関する業務 8 復興に関する業務の統括
	生活基盤対策班	1 避難所の開設、運営及び避難者受入等業務 2 避難者等の生活必需品の確保及び配給業務 3 被災者の炊き出し支援等 4 被災者の医療救護及び健康管理業務 5 被災者生活再建支援に関する業務 6 避難所におけるペット同伴避難に関する対策業務
	環境衛生班	1 防疫に関する業務 2 災害廃棄物処理・ゴミ処理・し尿処理に関する業務 3 仮設トイレ・マンホールトイレ等の設置に関する業務 4 遺体の捜索及び収容に関する調整並びに収容等業務 5 遺体の埋葬又は火葬に関する調整並びに埋葬等業務 6 ペット対策（野生化ペット対策、獣医師手配等）に関する業務
	交通対策班	1 土砂災害応急対策業務 2 応急危険度判定等の実施 3 応急仮設住宅等の確保に関する業務 4 道路の応急復旧及び緊急輸送力の確保業務 5 生活必需品や救援物資等の確保、物資等の緊急輸送業務 6 家畜対策に関する業務 7 災害時等の河川対策業務（排水ポンプ車設置時の通行止め措置・市民への広報等）
	インフラ対策班	1 電気、ガス及び水道のインフラ確保に関する業務 2 電話等通信手段の確保に関する業務
	教育対策班	1 園児、児童及び生徒の保護業務 2 教育及び保育の休止・再開に関する業務 3 文教施設及び文化財の応急対策業務 4 文教施設を活用した被災者支援業務
	消防班	1 消火及び救急救命活動 2 被災者の救出及び避難者の誘導 3 行方不明者捜索及び救助
	西部消防班	1 消火及び救急救命活動（原則、美馬町区域内） 2 被災者の救出及び避難者の誘導（原則、美馬町区域内） 3 行方不明者捜索及び救助（原則、美馬町区域内）
	備考	1 各班は班の業務に必要な情報収集・他班との情報共有を実施 2 班固有の受援等に係る関係機関等との調整は各班毎実施 3 経済部は、交通対策班において業務を実施 4 議会事務局は、議会事務局業務の継続又は総務班において業務を実施

2 危機事態に係る情報の収集と伝達（報告又は通報）

情報は、各種事態への対応方針及び所要の措置事項等の基礎となるものであり、情報資料の収集と分析並びに伝達は非常に重要である。

危機事態に係る情報資料を入手した場合においては、関係部等及び必要に応じて関係機関と密接な連携を図りつつ、当該情報資料を評価及び分析して、迅速かつ確実な情報の把握に努める。

当該情報は、「need to know」の原則（情報を、知るべき人に確実に伝達し、知る必要のない人には伝達しない。）に従い、迅速かつ確実に所要の対象者に伝達するものとする。

危機事態において収集し伝達すべき項目は、表4のとおり。

表4 危機事態の概要（第●報）

情報項目	具 体 的 内 容			
	危機の種類別	自然災害事態	武力攻撃事態等	感染症蔓延事態
発生日時				
覚知日時等	覚知日時		覚知者	
発生場所				
事態の概要				
被害状況	区 分	被害種別	被害状況の細部	
		物的被害	家 屋	
	そ の 他			
	人的被害	死 者		
		行方不明者 安否不明者		
		重 篤		
重 症				
軽 症				
関係機関の状況	関係機関名		関係機関の対応状況等	
情報伝達先等	伝達日時	伝 達 先	伝達時の指示事項等	
備 考	1 情報伝達は適時性優先（内容の完全性よりも速度を重視） 2 第1報以降、新事実等を逐次付加して第2報以降を実施（前報告から追加又は修正した箇所にはアンダーライン） 3 危機事態の性質等に合わせ、適宜に項目を加除して作成			

第2節 自然災害事態への対処体制と設置基準

自然災害に連動して国や県の機関等から発出される各種気象警報や事象情報等を基準(目安)として、機を失せず果断にかつ最適な対処体制を敷く。

市で生起の蓋然性が高い各種自然災害(水害、土砂災害、台風災害及び地震災害)に対応する対処体制の設置基準は、表5から表9のとおりとする。

表5 水害に係る体制設置基準

事 象	—	吉野川池田観測水位 (氾濫注意水位) 6.7mに到達	吉野川池田観測水位 (避難判断水位) 7.4mに到達	吉野川池田観測水位 (氾濫危険水位) 8.0mに3時間 以内に到達見通し	吉野川池田観測水位 (計画高水位) 11.872m
気象情報等 (気象庁) (国交省)	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 (警報に切り替わる可能性が高い)	大雨警報 (浸水害)	—	大雨特別警報 (浸水害)
		洪水注意報 (警報に切り替わる可能性が高い)	洪水警報	記録的 短時間 大雨情報	顕著な大雨に関する情報 (線状降水帯の発生)
		氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報	氾濫発生情報
	吉野川水系 洪水キキクル (うす青)	吉野川水系 洪水キキクル (黄色)	吉野川水系 洪水キキクル (赤)	吉野川水系 洪水キキクル (紫)	吉野川水系 洪水キキクル (黒)
	—	浸水キキクル (黄色)	浸水キキクル (赤)	浸水キキクル (紫)	浸水キキクル (黒)
	吉野川 水害リスクライン (うす青)	吉野川 水害リスクライン (黄色)	吉野川 水害リスクライン (赤)	吉野川 水害リスクライン (紫)	吉野川 水害リスクライン (黒)
対処体制	週 番 職 員 【常設】	災害情報連絡室 【判断設置】	災害警戒本部 【判断設置】	災 害 対 策 本 部 【判断設置】	
避難情報	—	— (自主避難)	高齢者等避難	避 難 指 示	緊急安全確保
警戒レベル	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
	(災害への心構えを高める)	(自らの避難行動を確認)	(危険な場所から高齢者等は避難)	(危険な場所から全員避難)	(命の危険 直ちに安全確保!)

表6 土砂災害に係る体制設置基準

事 象	—	—	前 兆	前 兆	土砂災害 (地すべり・がけ崩れ・土石流) 発生	
気象情報等 (気象庁) (徳島県)	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 (警報に切り替わる可能性が高い)	大雨警報 (土砂災害)	土砂災害警戒情報		大雨特別警報 (土砂災害)
		—	—	記録的 短時間 大雨情報	顕著な大雨に関する情報 (線状降水帯の発生)	
	—	土砂キキクル (黄色)	土砂キキクル (赤)	土砂キキクル (紫)	土砂キキクル (黒)	
対応体制	週 番 職 員 【常設】	災害情報連絡室 【判断設置】	災害警戒本部 【判断設置】	災 害 対 策 本 部 【判断設置】		
避難情報	—	— (自主避難)	高齢者等避難	避 難 指 示	緊急安全確保	
警戒レベル	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5	
	(災害への心構えを高める)	(自らの避難行動を確認)	(危険な場所から高齢者等は避難)	(危険な場所から全員避難)	(命の危険 直ちに安全確保!)	

表7 地震に係る体制設置基準

南海トラフ地震関連情報の発表		南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	緊急地震速報
気象情報等 (気象庁)		津波注意報 (県沿岸部)	津波警報 〔太平洋沿岸部〕 (南海トラフ地震)	—	大津波警報 〔太平洋沿岸部〕 (南海トラフ地震)	—
			津波警報 〔徳島県沿岸部〕 (南海トラフ地震以外)		大津波警報 〔徳島県沿岸部〕 (南海トラフ地震以外)	
			津波警報 〔近隣県等〕 (南海トラフ地震以外) 【判断設置】		大津波警報 〔近隣県等〕 (南海トラフ地震以外) 【判断設置】	
観測震度	市内	震度 3	震度 4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
	県内	震度 4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強以上
対応体制		週番職員 【常設】	災害情報連絡室 【自動設置】 (一部を除く)	災害警戒本部 【自動設置】	災害対策本部 【自動設置】 (一部を除く)	
避難情報		—	— (自主避難)	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル		警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
		(災害への心構えを高める)	(自らの避難行動を確認)	(危険な場所から高齢者等は避難)	(危険な場所から全員避難)	(命の危険 直ちに安全確保!)

※ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、かつ「一部割れケース」であった場合は、『高齢者等避難』を必要に応じて発令する（必ず発令するものではない。）。「ゆっくりすべりケース」であった場合は、『高齢者等避難』は、原則、発令しない。

表8 台風に係る体制設置基準

気象情報等 (気象庁)	【台風情報】 台風の発生	【台風情報】 台風が県に接近 する可能性大	【台風情報】 台風が四国に上陸 する可能性大	—	—
対応体制	週 番 職 員 【常設】	災害情報連絡室 【判断設置】	災害警戒本部 【判断設置】	災 害 対 策 本 部 【判断設置】	
避難情報	—	— (自主避難)	高齢者等避難	避 難 指 示	緊急安全確保
警戒レベル	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
	(災害への心構えを高める)	(自らの避難行動を確認)	(危険な場所から高齢者等は避難)	(危険な場所から全員避難)	(命の危険 直ちに安全確保!)

※「台風の接近」：台風の中心が徳島地方気象台から300km以内に入ること

※「台風の上陸」：台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸に達した場合
(気象庁ホームページ『予報用語-台風に関する用語』より。一部加筆)

表9 大雪等に係る体制設置基準

事 象	—	—	—	大雪による交 通障害・孤立 化地域の発生	大雪による人 的被害・家屋 倒壊等の発生
気象情報等 (気象庁)	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雪注意報 風雪注意報 着雪注意報 融雪注意報	大雪警報 暴風雪警報	—	大雪特別警報 暴風雪特別警報
対応体制	週 番 職 員 【常設】		災害情報連絡室 【判断設置】	災害警戒本部 【判断設置】	災害対策本部 【判断設置】

第3節 武力攻撃事態等への対処体制と設置基準

武力攻撃事態等においては、内閣総理大臣は閣議決定により、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村の指定がなされることとなっている（国民保護法第25条第1項）。

当該閣議決定後、内閣総理大臣は総務大臣を経由して設置すべき都道府県知事及び市町村長に通知及び公示される（同法第25条第2項）。

設置の通知を受けた都道府県知事及び市町村長は、直ちに都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置しなければならないこととなっている（同法第27条第1項）。したがって、市国民保護対策本部の設置の要件及び時期は国から示されることとなり、市独自の判断で同対策本部を設置することはできない。

大規模テロ等の国の認定による緊急対処事態においても、市としては国の指示に従って市緊急対処事態対策本部を設置し対処することとなる。

自然災害等にあつては基礎自治体である市町村が災害対処の第一義的責任を有していることから、市が独自の判断で情報連絡室や警戒本部を立ち上げ対処していくこととなるが、武力攻撃事態等にあつては、法令上、そのような体制を市独自の判断で設置することはできない。

したがって、武力攻撃事態等につながるおそれのある事象が生じた場合（政府の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針又は緊急事態対処方針が策定される前の段階）にあつては、市は、「自然災害事態」又は「その他緊急事態」に係る対処体制を援用し、関係機関との連絡調整並びに事態の推移や国の動向等に関し情報収集しつつ、柔軟に対処する。

第4節 感染症蔓延事態への対処体制と設置基準

新型インフルエンザ等が発生した場合、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し発生報告（新型インフルエンザ等対策特別措置法第14条）がなされ、内閣総理大臣は、臨時閣議にかけて政府対策本部を設置（同法第15条第1項）することとなる。

政府対策本部が設置された場合、直ちに都道府県対策本部も設置（同法第22条）されることとなる。

更に、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし又は及ぼすおそれがあると認める場合は、政府対策本部長により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされ、公示されるとともに国会に報告（同法第32条第1項）される。

当該緊急事態宣言が出された場合、市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務を行うこと（同法第34条）とされている。

市としては、市内各所又は近隣市町における感染症の発生状況や蔓延し

《 第4章 危機への対処 》

ベル、更にはその傾向等をつぶさに観察し、緊急事態宣言が出されていなくても、市独自の施策として、情報連絡室や警戒本部の設置により、事態の推移や国の動向等に応じた迅速・果断な対処を行う。

第5節 緊急事態への対処体制と設置基準

事件・事故等の緊急事態が生起した場合、被害の程度や影響度の広がり等は千差万別であり、一律に設置基準を設定することは困難である。

したがって、緊急事態時における対処体制の設置等については、諸般の状況を総合的に判断し、臨機応変に対応すべきものであるが、対処体制設置に係る判断要素の例を示せば、表10のとおりとなる。

表10 対処体制の設置判断に係る個別要素（例）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被害の程度
（被害者数、被害程度及び被害の拡大可能性等）② 社会的影響度の多寡
（マスコミ報道の有無、程度及び内容等）③ 市の行政運営又は市政に対する信頼度への影響の有無
（市役所への苦情電話及びメールの有無及び多寡、SNS記事等）④ 市役所の通常業務遂行への影響の有無
（市役所への苦情電話殺到の有無及びデモの有無等）⑤ 緊急事態から終息に至るまでの時間的長短（見積）⑥ 市境を越える影響がある事故等における隣接市町の対応状況 |
|---|

第6節 業務継続計画の発動・解除

市業務継続計画を発動しなければならないと認められる場合は、対策本部において決定する「対処方針」の中にその旨を明記して、計画を発動する。業務継続計画の発動解除についても、対策本部において審議し決定する。

第7節 職員に事故があった場合等における職務代理

職員に事故があった場合や、長期に及び対処体制を敷いた場合の交替制勤務時における職務代理者を予め指定する。

職務代理の基準は、表11のとおり。

表11 職務代理（基準）

事 故 者	職 務 代 理 者	次 級 代 理 者	次 々 級 代 理 者
市 長	あらかじめ市長が職務代理者に定めた副市長	あらかじめ市長が次級代理者に定めた副市長	美馬市長職務代理規則第2条に基づき企画総務部長
あらかじめ市長が職務代理者に定めた副市長	あらかじめ市長が次級代理者に定めた副市長	美馬市長職務代理規則第2条に基づき企画総務部長	美馬市長職務代理規則第2条に基づく第2順位の者
教 育 長	美馬市教育長の職務代理者を定める規則第1条に基づき教育長からあらかじめ職務代理者に指名された教育委員		
	職務代理者から委任又は代理された場合は副教育長	職務代理者から委任又は代理された場合は教育次長	—
消 防 長	美馬市消防本部設置規則第4条に基づき次長（消防署長）	美馬市消防本部設置規則第4条の消防長があらかじめ定めた課長	美馬市消防本部設置規則第4条の消防長があらかじめ定めた課長
部 等 の 長	次長又は主管課長	部等の長の指名する者	部等の長の指名する者
課 等 の 長	主幹又は課長補佐等	課等の長の指名する者	課等の長の指名する者

第8節 市庁舎の代替施設

市が管理し、また市が現に使用する各庁舎は、最新の耐震基準を満たしているか否かを問わず、浸水被害や室内における棚等の倒壊・物品散乱等による使用不能を想定し、各庁舎毎に代替施設を平素から指定する。

各市庁舎毎の代替庁舎は、表12のとおり。

表12 各庁舎毎の代替施設

市 庁 舎		代 替 施 設	
		第 1 代 替 候 補	第 2 代 替 候 補
穴吹庁舎	北 館	ミライズ	美馬町市民サービスセンター
	南 館		
	保健センター		
水 道 庁 舎		旧穴吹水道庁舎	脇町上水道水源地
消 防 庁 舎		美馬西部消防組合（指令センター機能のみ）	

第9節 対応職員週番制（状況把握体制）

組織体制の段階区分のうち「状況把握体制」において対応する週番担当職員は、即応のため休日等においてその私的行動を制限され、また精神的に負担が大きいことから、週番担当職員は1週間交代で割り当てを行い、職員の負担軽減と即応体制の継続確保の両立を図ることとする。

週番担当職員は、毎週月曜日の朝8時30分にその任務に就き、次週月曜日の朝8時30分にその任務を離れるものとする。

当該週番担当職員を指定する部等は、企画総務部（1名）とする。

他の旧町と地形・気象や離隔距離等を異にする「木屋平地区」の状況把握体制については、企画総務部長と市民環境部長の協議に基づき、市民環境部長の指示により、木屋平市民サービスセンターの職員（1名）を、必要に応じて週番担当職員として勤務させることができる。

第10節 職員参集基準

危機事態への対応に係る組織体制の段階区分である「状況把握体制」、「情報収集・連絡調整体制」、「対応準備体制」及び「対応体制」の四つの体制毎に、休日等勤務時間外における関係職員の登庁にかかる参集時間の基準を設け、事態対応の初動を迅速・確実にする。

当該関係職員の参集時間の基準は、表13のとおり。

表13 職員の登庁に係る参集時間の基準

対応体制の区分	関係職員	参集時間
状況把握体制	週番担当職員	30分以内
情報収集・連絡調整体制	情報連絡室の要員	1時間以内
対応準備体制	週番担当職員	30分以内
	統括調整部の一部の部員	30分以内
	その他の警戒本部の要員	1時間以内
対応体制	週番担当職員	30分以内
	統括調整部の全部の部員	30分以内
	その他の対策本部の要員	1時間以内
	その他の全職員	可能な限り速やかに

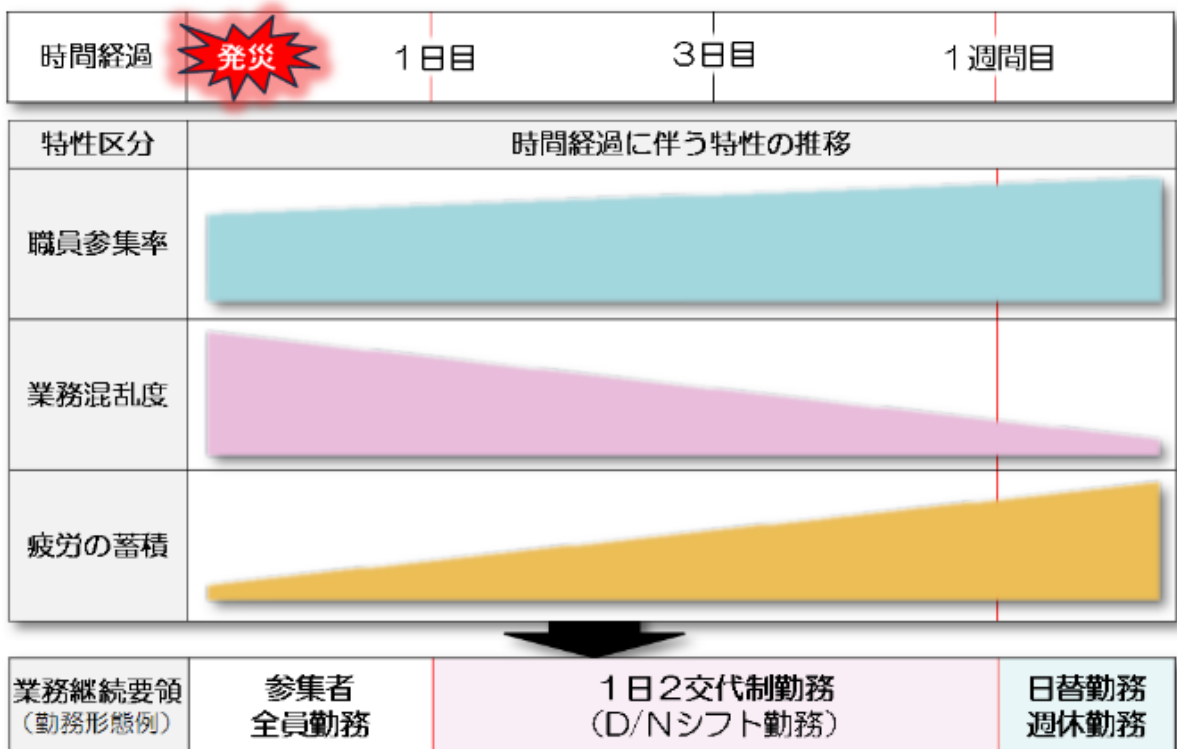
第11節 長期に及ぶ危機事態への対処体制（勤務形態）

阪神淡路大震災や雲仙普賢岳噴火災害、東日本大震災等にも見られたように、昨今の大規模災害にあっては、災害対応が月単位又は年単位に及ぶことがある。

市役所における長期間に及ぶ災害対応業務を確実にするため、それに当たる職員も適度な休養を確保しつつ全庁体制で災害対応にあたる体制（非常時優先業務の継続のための勤務形態）を初動対応段階から確保し、職員の疲弊を未然に防止することが必要である。

他市町村等から応援職員を得て災害対応を行う場合も、当該応援職員も同様に継続対応のための勤務形態を敷くものとする。

災害発生以降の職員参集率、業務混乱度及び職員の疲労蓄積度合いと勤務形態（例）の関係性については、図4のとおり。



※ D/Nシフト勤務は、1日2交代制（1人12時間勤務）
 ※ 日替勤務は、全日勤務（仮眠を含む。）と全休を繰り返す

図4 職員参集率、業務混乱度及び職員疲労蓄積度の関係性等

第12節 対処体制を敷いた場合の職員に対する手当等

対処体制を敷いた場合、職員に対する各種手当（食事の支給、休日出勤手当・超過勤務手当等）を考慮する。

第13節 危機事態時における市民等への情報発信

危機事態時にあっては、市役所のみならず関係機関、市民すべてが一体となって対応することが重要である。

また、無用な混乱やパニック、流言飛語等を未然に防止するため、市役所内外に対して適時に情報を発信する必要がある。

情報発信ツールとしては、市長による記者会見をはじめ記者発表（ピンナップ）、ホームページへの掲載、自主放送チャンネル番組での放映等使用可能なツールを最適化して活用する。

情報発信すべき項目は、表14のとおり。

表14 情報発信すべき項目一覧

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 危機事態の概要
（発生日時、場所、概要及び被害状況等）② 危機事態に対して行っている措置の概要
（対策本部設置の有無、応急対策措置の概要）③ 二次被害発生の可能性④ 市民生活への影響の有無
（ある場合はその内容・程度）⑤ 市民がとるべき行動 |
|--|

第14節 安全点検と安全宣言

危機事態が概ね終息したと判断された場合は、危機事態から影響を受けた人、物及び場所について、速やかに安全点検を実施するものとする。

安全点検の結果、安全が回復したと判断された場合は、速やかに「安全宣言」を行う。

「安全宣言」は、市長記者会見をはじめ様々なツールを活用し、市民、関係機関及び市役所内に広く周知する。

第5章 危機事態終息後の処置

第1節 振り返り

危機事態が終息した際は、速やかに事実・対応措置等の再調査・検証を行い、平素における各種対策（再発防止対策等）に繋げる等、市における危機管理態勢の向上に努める。

振り返りにより明らかにすべき項目の例は、表15のとおり。

表15 振り返りにより明らかにすべき項目（例）

項目区分	内 容
事実関係	① 関係書類・聞き取り等により事実関係を確定 ② クロノロジー等により事実の経緯を確定
応急措置	① 市役所、関係機関及び市民等がとった措置 ② 市役所、関係機関及び市民等がとった措置の効果 ③ 市役所、関係機関及び市民等がとった措置の改善点等の有無と内容
教訓事項	① 事実関係から導かれる再発防止対策 ② 改善点等から導かれるより効果的な対応措置等

第2節 成果及び教訓の活用

危機事態への対処と振り返りにより得られた成果及び教訓は、諸計画等の決定（見直し）や危機事態への対処、並びに再発防止等のための施策、措置又は対策等に確実に反映させる。

PDC Aサイクルとともに危機管理マネジメントを確実に実行し、不断の危機管理能力の向上を期する。

×毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

美馬市危機管理指針



作成：美馬市危機管理推進委員会

編集：美馬市企画総務部危機管理課